

戸籍にフリガナが記載されます!

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、本籍地の市区町村から、戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます。

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は
必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏の振り仮名】	
氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

①	名	太 郎
	振り仮名	タロウ
②	名	京 子
	振り仮名	キョウコ
③	名	正
	振り仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振り仮名	ユリ
名の振り仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ!



POINT!!

フリガナの通知を必ず確認しよう!



フリガナが正しい場合

届出をしなくても、戸籍にそのまま記載します

施行日から1年以内に届出がなければ
市区町村長がフリガナを記載します

(戸籍の写しイメージ)

本 籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
氏 名	法務 太郎
氏の振り仮名	ホウム
戸籍に記載されている名	【名】太郎
【名の振り仮名】	タロウ



フリガナが誤っている場合

令和8年5月までに、正しいフリガナを届出てください

施行日から1年以内に限りフリガナを市区町村長に届出できます



書面
での届出



マイナポータル
からの届出

OK

詐欺にご注意ください!

- フリガナの届出に手数料は一切かかりません。
- 届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。
- 不審に思ったら、本籍地の市町村、愛西市役所フリガナ専用窓口もしくは警察相談専用電話 **#9110** へお電話してください。



※愛西市からのフリガナ通知は、8月下旬に発送予定です。

※フリガナ専用窓口を開設予定です。(詳細は、8月号広報でお知らせします。)

☑ **戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPをご参照ください。**

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

問 市民課 ☎(55)7112

